

## 施策項目13

## ICTの活用推進

### 施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の育成に向けて、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメント\*の充実を図ります。
- 各教員が教科等の指導において効果的にICTを活用し、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、協働的な学びと個別最適な学びを一体的に充実した授業に関する指導助言や必要となる研修を実施するなどにより、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的にICT活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程におけるICT活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となつた取組の充実を図ります。
- GIGAスクール構想\*によって整備されたICT環境が適切に維持・管理されるよう、自校におけるICT環境整備の方針を明確にするとともに、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組みます。

### ICTの活用推進により目指す姿

#### GIGAスクール構想

1人1台端末、  
高速ネットワー  
クの活用

#### 主な取組

- ・児童生徒の情報活用能力の育成に資する実践の普及・啓発
- ・教員のICTの効果的な活用に向けた取組の充実
- ・情報通信技術支援員等外部人材による教員のICT活用の支援など

#### 学習指導要領が求める学び

- 主体的・対話的で深い学びの実現
- 協働的な学びと個別最適な学びを一体的に充実した授業



資質・能  
力（情報  
活用能力  
等）の育  
成

### 主な取組

#### ○ 児童生徒の情報活用能力の育成に資する実践の普及・啓発

- ・各学校における取組の参考となる資料の作成
- ・学校における先進事例を収集し各学校に普及
- ・児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラルに関する指導資料を作成・周知し情報モラル教育を充実

## 関連する主な SDGs の目標



### ○ 教員の ICT の効果的な活用に向けた取組の充実

- ・ ICT の活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実
- ・ 今日的に求められる ICT 活用を踏まえ、各地域や学校における、子どもの発達段階等の状況に応じた ICT 活用研修の充実
- ・ 効率的な研修の実施に向け、校内研修等で活用できる動画等の研修資料の提供
- ・ 遠隔地との交流や国際交流等の ICT を活用した体験活動の充実

### ○ 情報通信技術支援員（ICT 支援員）\*等外部人材による教員の ICT 活用の支援

- ・ それぞれの地域での外部人材の確保や ICT の活用を支援できる学校職員の育成に向けた、ICT 活用研修の実施
- ・ 外部人材によるサポートの充実に向けた、校内のマネジメントの促進

### ○ 感染症や災害発生時などにおける教育活動の継続に向けた支援

- ・ 非常時における ICT を活用した学びの保障に係る好事例の収集と発信
- ・ 通信環境が整っていない家庭に対するルータの貸与など、非常時における家庭での ICT を活用した学びを支援

### ○ 学習者用デジタル教科書の効果的な活用

- ・ 道内におけるデジタル教科書を用いた好事例の収集と発信により、デジタル教科書の活用を促進

## 【推進指標】

指 標	現状値	目標値(R9)
児童生徒一人一人に配備された ICT 機器を活用した授業 が行われた学校の割合	小 69.9%, 中 63.7% (R4)	100%
授業に ICT を活用して指導することができる教員の割合	91.1% (R3)	100%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導 することができる教員の割合	96.1% (R3)	100%



## 担当課 HP

### ●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

### ●GIGA スクール構想

2019（令和元）年12月に閣議決定。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ことや「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。

2021（令和3）年4月から学校における1人1台端末環境下での新しい学びがスタート。

### ●情報通信技術支援員（ICT 支援員）

教職員の日常的なICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援などに従事し、学校教育法施行規則第65条の5に規定される職員。